

VIII 事前相談書類作成要領

大学等の設置等を行う場合は、認可申請や届出を行う前に、以下の事項に該当するか否かを大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会（以下「運営委員会」という）に相談することができます（事前相談）。事前相談を希望する場合、以下の要領に従って書類を作成・提出してください。

※令和4年10月1日の改正大学設置基準の施行以前に改正前大学設置基準に基づいて事前相談を受けた案件については、改正後の大学設置基準に基づいて届出等を行う場合においても事前相談の結果は引き続き有効なものとして取り扱います。

※大学の統合による大学新設や学部等の他大学への移管による新設の場合（以下、本作成要領において「大学統合や学部等移管の場合」という。）で、以下の「教員審査の省略」が認められる場合、教員審査に係る認可申請書のほか、申請者の希望に応じて教員審査に係る認可申請書以外の一部の認可申請書（授業科目の概要やシラバス等）についても提出の免除適否についても同時に判定を行うことが可能です。

大学統合や学部等移管の場合、事前相談を検討している申請者は、「2 様式及び提出部数」を確認いただくとともに、設置の前後の学部等における教育研究実施組織及び教育課程に同等性があることを説明する資料（「同等性の説明資料（教育研究実施組織、教育課程の同等性）」）によって事前相談の受審を考えている場合は、事前相談書類の作成前に大学設置室に御相談ください。

※「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令の一部を改正する命令（令和5年内閣府令、文部科学省令第1号）」を踏まえ、「理学又は工学に関するもの」である学部の学科として、特定地域内学部収容定員を増加させる計画であって、当該学科が平成18年度以前に開設されている場合には、当該要件（収容定員を増加させる特定地域内学部の学科の学位の分野に「理学又は工学」関係を含んでいるか）を確認しますので、以下「1（2）認可又は届出」に準じて、提出書類を作成してください。

1 事項

(1) 教員審査の省略

当該案件の、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則」第2条第5項、第3条第6項、同条第7項、第4条、第4条の2及び第5条に係る教員審査省略の該当の適否

- ①既設の大学又は学部等を廃止し、その職員組織等を基に学部等を設置しようとする者は、当該学部等のうち、教育研究上の目的、授与する学位の種類及び分野、教育研究実施組織の編制並びに教育課程の編成等が既設大学等と同等であると認められる場合には、教員個人調書の提出が省略（教員審査の省略）できる場合があります。なお、大学統合や学部等移管の場合で、事前相談の結果、教員審査の省略に該当すると認められた場合には、運営委員会において、教員審査に係る認可申請書の提出を免除できる場合があります。また、申請者の希望に応じて教員審査に係る認可申請書以外の認可申請書の一部の提出を免除できる場合があります。
- ②大学の学部又は大学院の研究科を設置しようとする場合、当該学部には設ける学科又は研究科に設ける専攻のうち、当該大学の授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについては、教員個人調書の提出が省略（教員審査の省略）できる場合があります。

※事前相談を経ずに、認可申請において教員審査の省略や認可申請書の一部の提出免除が認められることはありません。

(2) 認可又は届出

当該案件の、「学校教育法」第4条第2項に係る届出の該当の適否

※大学の学部若しくは大学院の研究科又は「学校教育法」第108条第2項の大学の学科の設置であって、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものは、届出により設置することができます。

※事前相談では当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものか確認するだけでなく、養成する人材像、教育課程、学部学科等の名称、教育研究実施組織等の構想について意見が付される場合があります。

※修士課程を博士課程に変更するなど専攻の課程の変更の認可申請又は届出等に伴って「修士課程」を「博士前期課程」に変更する場合は、「課程の変更」の手続が必要となりますが、「課程の変更」のみを予定している場合は、学位の種類及び分野に変更が生じることは想定されないため、運営委員会への事前相談は不要です。

※事前相談の結果、届出による学部等の設置が可能とされたものについては、届出と同時に学生募集を行うことが可能です。**ただし、届出に係る事項が、教育研究実施組織、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しない場合は、届出後60日以内に、「学校教育法」（昭和22年法律第26号）第4条第3項に基づく措置命令が行われる可能性があることに留意してください。**

※事前相談に諮っていない場合、届出後に届出設置要件の具備について確認することになりますが、当該届出が届出設置の要件を満たさなかった場合に、届出後60日以内に「学校教育法」第4条第3項に基づく措置命令が行われることを考慮し、学生募集は、原則として届出後60日経過後（60日以内に文部科学省ホームページで公表した場合は、文部科学省ホームページ公表後。）に行ってください。

(3) 名称変更

当該案件の、「学校教育法施行令」第26条第1項又は「学校教育法施行規則」第2条に係る届出の該当の適否

※名称の変更は、原則として教育課程や教育研究実施組織等の変更を伴わない、いわゆる「看板の掛け替え」のみを行う手続きを想定しています。教育課程や教育研究実施組織等の変更を伴う場合、実質的な「新たな組織の設置」とみなされる場合がありますので、学内で十分検討を行ったうえで事前相談に諮っていただくようお願いします。

※大学等の名称については、上記適否のほか、「大学設置基準」第40条の4（大学等の名称）等に定める要件等の適否に係る専門的判断が必要であることから、名称変更を行う場合は運営委員会への事前相談を行うようにしてください。

※大学の名称変更の事前相談は、大学設置基準との関係において変更後の大学名が大学の教育研究上の目的と齟齬がないか確認するものです。変更後の大学名称がその他の法令において適法であることを担保するものではありません。

2 様式及び提出方法

事前相談を行う事項に応じて、以下の書類を作成し、電子ファイル（PDF データ）を電子メールにて提出してください。具体的な作成方法は「5 「教員審査の省略」及び「認可又は届出」の事前相談に係る書類作成方法」を御確認願います。

※旧設置基準に基づいて事前相談を行う場合（名称変更に限る）、本手引に記載の様式とは異なりますので、「【改正前大学設置基準】大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和6年度開設用）」に記載の様式において書類を作成ください。

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1422217_00003.htm

○旧設置基準と新設置基準において様式が異なるもの

【教員審査の省略 及び 認可又は届出】

- ・教育課程等の概要（※旧設置基準の様式は届出時に「既設学部等」が旧設置基準を適用している場合限り使用。）

【名称変更】

- ・設置時からの教育課程の変更状況

(1) 「教員審査の省略」及び「認可又は届出」

- ① 設置計画の概要
- ② 基礎となる学部等の改編状況
- ③ 教育課程等の概要
- ④ 教育課程等の概要（既設学部等）

※新設する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等

- ⑤ 授業科目の概要
- ⑥ 教員名簿
- ⑦ 組織の移行表

※PDF データは、①～⑦の順にまとめ、1つのファイルにしてください。

※案件が複数ある場合は、案件ごとに別の PDF ファイルで作成してください。

※直近の事前相談にて意見が付されている場合には、その意見への対応について記載した書類を参考資料（様式任意）として、提出してください。その際、意見への対応及びそれに伴う修正箇所が分かるように作成してください。

※「教員審査の省略」の相談のうち、大学統合や学部等移管の場合は、③～⑥の資料に代えて、設置の前後の学部等における教育研究実施組織及び教育課程に同等性があることを説明する資料（「同等性の説明資料（教育研究実施組織、教育課程の同等性）」）を提出することにより、事前相談を行うことができます。

※特定地域内学部の学科の学位の分野の確認の場合、「教育課程等の概要」は、確認を行う学科のもののみ提出してください。

(2) 「名称変更」

- ① 名称変更の概要
- ② 設置時からの組織の変更状況
- ③ 設置時からの教育課程の変更状況
- ④ 組織の移行表

※PDF データは、①～④の順にまとめ、1つのファイルにしてください。

※案件が複数ある場合は、案件ごとに別の PDF ファイルで作成してください。

※直近の事前相談にて意見が付されている場合には、その意見への対応について記載した書類を参考資料（様式任意）として、「④ 組織の移行表」の後に付けてください。その際、意見への対応及びそれに伴う修正箇所が分かるように作成してください。

(3) 上記(1)及び(2)の提出にあたっては、PDF データとともに『事前相談登録票（エクセルデータ）』を提出してください。

※事前相談の結果は電子メールにより伝達しますので、担当者連絡先にはメールアドレスを必ず記

載してください。

- (4) 提出は電子メールで、以下宛先に送付してください。

大学教育・入試課大学設置室 (d-secchi@mext.go.jp)

※ただし、短期大学及び高等専門学校の名義変更に係る事前相談については、下記担当宛てに提出してください。

・短期大学：大学教育・入試課短期大学係 (daigakuc@mext.go.jp)

・高等専門学校：専門教育課高等専門学校第一係 (senmon@mext.go.jp)

※提出のあった事前相談については、各受付期間終了後より1週間以内に、受信確認のメールをお送りします。受信確認メールが届かない場合は、提出されたメールが届いていない可能性があるため、送付先部署へ問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

※添付ファイルが40MBを超える場合、当省においてメールの受信及び受信確認ができませんのでご注意ください。データの容量が大きくメールで送付できない場合は、提出先部署へ連絡ください。

3 提出データについて

- (1) 上記の各書類のPDFデータを以下のとおりまとめて提出してください。

①「教員審査の省略」及び「認可又は届出」について

※前頁2(1)①～⑦のデータを①～⑦の順で1つのPDFファイルにまとめ、ファイル名を以下のとおり設定してください。

相談の区分等	ファイル名
教員審査の省略	【教員審査の省略】〇〇大学.pdf
学部を設置	【認可又は届出】〇〇大学〇〇学部.pdf
学部の学科を設置	【認可又は届出】〇〇大学〇〇学部〇〇学科.pdf
研究科を設置	【認可又は届出】〇〇大学大学院〇〇研究科.pdf
研究科の専攻を設置	【認可又は届出】〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻(M).pdf 【認可又は届出】〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻(M)(D).pdf
研究科の専攻に係る課程の変更	【認可又は届出】〇〇大学大学院〇〇研究科〇〇専攻(D).pdf
学部等連係課程実施基本組織等の設置	【認可又は届出】〇〇大学学部等連係課程実施基本組織.pdf

※「〇〇大学」は、学部、大学院、短期大学に応じて改変

②「名称変更」について

※前頁2(2)①～④のデータを①～④の順で1つのPDFファイルにまとめ、ファイル名を以下のとおり設定してください。

名称変更の種類	ファイル名
大学の名称変更	【名称変更】現在の△△大学(大学の名称変更).pdf
その他の名称変更	【名称変更】現在の△△大学△△学部(計画の区分(例)学部の名称変更).pdf 【名称変更】現在の△△大学大学院△△研究科(計画の区分(例)研究科の名称変更).pdf 【名称変更】現在の△△大学△△学部(計画の区分(例)学部及び学部の学科の名称変更).pdf

※△△には、変更後の名称ではなく、現在の名称としてください。

③共通の留意事項

※スキャンデータではなく、元のファイルを直接PDF化したものを送付してください。

※1 大学で複数案件御提出の場合は、案件ごとにPDFデータを送付してください。

※PDFデータの容量が大きくメールで送付できない場合は、提出先部署へ連絡ください。

※上記データの提出に併せて、『事前相談登録票』を添付してください。本資料は事務的に使用しますので、必ず Excel ファイルのままお送りください。

4 提出先・受付期間

① 提出先

高等教育局大学教育・入試課大学設置室

※短期大学及び高等専門学校に係る名称変更については、下記担当宛てに提出してください。

短期大学：大学教育・入試課短期大学係

高等専門学校：専門教育課高等専門学校第一係

②受付期間

決定次第、文部科学省 HP の「運営委員会への事前相談の手続について」ページに掲載します。

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1246441.htm

トップ > 教育 > 大学・大学院、専門教育 > 大学の設置認可・届出制度 > 運営委員会への事前相談の手続について

【注意点】

- ・事前相談の結果「届出設置可・名称変更可」となった場合であっても、届出時又は認可申請時に提出された内容が事前相談時に提出された内容と異なる場合は、原則として事前相談の結果が無効となります。事前相談に諮る際には計画を十分に検討し、確定した内容で書類を作成するように御注意ください。また、事前相談の結果「教員審査の省略可」となった場合も、認可申請時に提出された内容が事前相談時に提出された内容と異なる場合や、設置認可審査の過程（審査意見への対応など）において事前相談時に提出された内容から変更が発生した場合も、原則として事前相談の結果が無効となります。その場合は免除された認可申請書（※1）の提出を求められますので御注意ください。

※1 1-(1)-①の教員審査の省略の場合は「教員個人調書」，「審査対象教員一覧」及びその他提出が免除された認可申請書。1-(1)-②の教員審査の省略の場合は「教員個人調書」及び「審査対象教員一覧」。

※2 上記のとおり、事前相談時に提出された内容から変更がある場合は原則として事前相談の結果が無効となりますが、同一教員の職位の変更（例：事前相談時は「講師」の者が届出時には「准教授」に昇格等。）等事前相談における判断事項に関係しない変更の場合は、事前相談の結果を引き続き有効として取り扱う場合があります。変更を行おうとする場合には、まず、大学設置室に御連絡ください。

- ・事前相談の結果「届出設置可」となった場合であっても、届出時に法令に適合しない事項が判明した場合は、事前相談の結果に関わらず、学校教育法第4条第3項に基づく措置命令等を行う場合があります。
- ・事前相談結果については、結果伝達期間までにメールにてお知らせする予定です。期間を過ぎても連絡がない場合は大学設置室までお問い合わせください。それ以外の場合では、「何日ごろに結果連絡が行われるか」といった御質問にはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。
- ・設置者変更に伴う事前相談に当たっては、相談時の設置者において事前相談を行うようにしてください。なお、事前相談の結果「届出可」となった場合であっても、設置者変更に伴う届出については、設置者変更に係る認可書の到着後に届出を行ってください。

5 「教員審査の省略」及び「認可又は届出」の事前相談に係る書類作成方法

(1) 設置計画の概要

① 『事前相談事項』の項には、事前相談の内容に応じて、「教員審査の省略」又は「認可又は届出」と記入してください。

② 『計画の区分』の項には、新設する組織に応じて、以下の区分の別を記入してください。

- ・学部を設置
- ・短期大学の学科の設置
- ・学部の学科の設置
- ・研究科の設置
- ・研究科の専攻の設置
- ・研究科の専攻に係る課程の変更
- ・通信教育の開設
- ・学部等連係課程実施基本組織の設置（〇〇の設置）

※大学設置基準第41条、大学院設置基準第30条の2、短期大学設置基準第3条の2に定められる、学部等連係課程実施基本組織等を指します。（以下、「Ⅷ 事前相談書類作成要領」において「学部等連係課程」とします。）

※「〇〇」は、学部、大学院、短大に応じて改変してください。

※特定地域内学部の学科の学位の分野の確認の場合は、「特定地域内学部の学科の分野確認」と記入してください。

③ 『新設学部等における教育研究上の目的、養成する人材像』及び『既設学部等における教育研究上の目的、養成する人材像』の項には、当該学部等において、

ア どのような人材を養成するのか

イ 学生にどのような能力を習得させるのか等の教育研究上の目的

ウ 卒業後の進路等

をそれぞれ具体的に記入してください。まず、学部等に関するア及びイを記載した上で、アからウを学科ごとに記載してください。また、『既設学部等における教育研究上の目的、養成する人材像』の項には、今回設置する学部等と同一の種類及び分野の学位を授与している学部等について同様に記載してください。学部等連係課程の場合は、連係協力学部等についても記載してください。

※特定地域内学部の学科の学位の分野の確認の場合は、『新設学部等における教育研究上の目的、養成する人材像』は記入不要です。『既設学部等における教育研究上の目的、養成する人材像』の項に、分野確認を行う学科について記入してください。

④ 『新設学部等において取得可能な資格』及び『既設学部等において取得可能な資格』の項には、学科ごとに取得可能な資格について、

ア 国家資格か、民間資格か

イ 資格取得が可能なのか、受験資格が取得できるのか

ウ 資格取得が卒業（修了）要件なのか、追加して科目を履修する必要があるか等

をそれぞれ具体的に記入してください。なお、取得可能な資格が多い場合は、当該学部等の目的等を踏まえ、主な資格のみ記入してください。

※特定地域内学部の学科の学位の分野の確認の場合は、『新設学部等において取得可能な資格』は記入不要です。『既設学部等において取得可能な資格』の項に、分野確認を行う学科について記入してください。

⑤ 『新設学部等の概要』

ア 『新設学部等の名称』の項には、当該申請に係る学部等の名称を記入してください。また、日本語名称だけでなく、英訳名称も記入してください。

イ 『修業年限』，『入学定員』，『編入学定員』及び『収容定員』の項には、完成年度における状況を記入してください。なお、『編入学定員』の項は、編入学を行う年次ごとに記入してください。

ウ 『学位又は称号』の項には、当該学科等において授与する学位又は称号の名称を記入してく

ださい。また、日本語名称だけでなく、英訳名称も記入してください。

エ 『学位又は学科の分野』の項には、学位の種類及び分野の変更等に関する基準の別表第 1 又は別表第 2 に定める学位の分野のうち該当する分野を記入してください。学位の分野が複数含まれる場合は、当該複数の分野を並列して記入してください。なお、構成分野が複数にまたがるが、主となる分野が存在する場合は、他の分野の要素があっても主となる分野のみを記入してください。

オ 『開設時期』の項には、新設学部等を開設する時期を記入してください。

カ 『教員』の項には、完成年度において新設学部等に所属する基幹教員の人数を、届出時又は申請時の所属学科等ごとに分類して記入してください。なお、他の大学や企業に所属している者を新たに採用する場合は「新規採用」として人数を記入してください。学部等連係課程について、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等の基幹教員を兼ねる計画としている場合は、基幹教員が所属する連係協力学部等の組織名称を記入し、当該組織名称の後に「(兼務)」と記載してください。

※特定地域内学部の学科の学位の分野の確認の場合は、本項は記入不要です。

⑥ 『既設学部等の概要』

ア 『既設学部等の名称』の項には、

(ア) 設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等

(イ) 既設の学部から新設学部等の一部の基幹教員が所属を移行する場合の当該既設学部等の名称

を学科等ごとに全て記入してください。

※ 既設学部等と異なる種類の学位を授与する新設学部等（例えば、「〇〇学部」→「△△研究科」など）へ基幹教員が移行する場合については、当該既設学部等の名称をこの欄に記入する必要はありません。

イ 『修業年限』，『入学定員』，『編入学定員』，『収容定員』，『授与する学位等』及び『開設時期』の項については、上記⑤『新設学部等の概要』のイ～オを参考に、届出又は申請時の状況を記入してください。

ウ 『教員』の項には、新設する学部等の完成年度における所属ごとの基幹教員の人数を記入してください（異動のない場合も含む）。基幹教員でなくなる場合の所属は「その他」、退職をしている場合は「退職」と記入してください。学部等連係課程について、連係協力学部等と学部等連係課程実施基本組織の基幹教員を兼ねる計画としている場合は、学部等連係課程実施基本組織の組織名称を記入し、当該組織名称の後に「(兼務)」と記載してください。

※特定地域内学部の学科の学位の分野の確認の場合は、分野確認を行う学科について記入してください。また、分野確認を行う学科以外に「理学又は工学関係」を含む学科が設置されている場合には、当該学科についても記入してください。

⑦ 『備考欄』は、「基本計画書（様式第 2 号（その 1 の 1）, 様式第 2 号（その 1 の 2）又は様式第 2 号（その 1 の 3）」の「同一設置者内における変更状況」（本書 p.55 参照）の記入方法に従って記入してください。

(2) 基礎となる学部等の改編状況

新設学部等の基礎となる既設学部等（上記(1)の⑥ア(ア)に該当する学部等）について、新設学部等の設置に至るまでの組織の改編状況を、設置認可された学部等まで遡って記載してください。

※ (イ)のみに該当する学科等については作成する必要はありません。

※特定地域内学部の学科の学位の分野の確認の場合は、分野確認を行う学科の改編状況を設置認可された学部等まで遡って記載してください。また、分野確認を行う学科を既設学部等（上記(1)の⑥ア(ア)に該当する学部等）として、「理学又は工学関係」を含む他の学科を届出により設置している場合には、当該学科に

についても漏れずに記入してください。

具体的な作成方法は、設置届出の際に作成する「基礎となる学部等の改編状況（様式第 2 号・別添 2）」（本書 p.86 参照）と同様です。なお、当該設置まで記入し、当該設置の「手続の区分」は「認可又は届出」としてください。

(3) 教育課程等の概要

以下の①～③の学部等における教育課程を、学部の学科、短期大学の学科（専攻課程を置く場合は、専攻課程）、研究科の専攻ごとに作成してください。

① 新設学部等

※学部等連係課程で、学部等連係課程実施基本組織と連係協力学部等において基幹教員を兼務する者が担当する授業科目は、「基幹教員等の配置」欄に記入してください。

② 上記「(1)設置計画の概要」の⑥ア(ア)に該当する既設の学部等のうち、任意の 1 学科等。

ただし、新設する学部等の学位の分野が複数ある場合は、全ての分野を網羅するよう複数の学科等を作成してください。

※例えば、新設する学科の学位の分野を「文学関係、教育学・保育学関係」とする場合、「文学関係」の既設学科と「教育学・保育学関係」の既設学科の両方について作成してください。ただし、両方の分野を含む単独の既設学科がある場合は、当該 1 学科のみの作成でも構いません。

③ 通学課程と通信教育課程を併せ置く学部等に係る設置の場合は、設置前、設置後における両課程についてそれぞれ作成してください。

具体的な作成方法は、認可申請又は届出の際に作成する「教育課程等の概要（様式第 2 号（その 2 の 1）又は様式第 2 号（その 2 の 2））」（本書 p.88 参照）と同様です。

※既設の学部等については、新設する学部等の届出（予定）時のものが望ましいですが、作成が困難な場合は事前相談資料提出時点のものでも構いません。

※事前相談書類提出時までに基幹教員以外の教員の配置が決まっていない場合は、「基幹教員以外（助手を除く）」の欄に、「●」と記入してください。

※特定地域内学部の学科の学位の分野の確認の場合は、分野確認を行う学科について作成してください。

(4) 授業科目の概要

新設する学部等において開設する全ての授業科目（一般教養科目（全学共通、学部共通科目を含む）を含む）及び研究指導の内容について、学科等ごとに作成してください。

具体的な作成方法は、認可申請又は届出の際に作成する「授業科目の概要（様式第 2 号（その 1）又は様式第 2 号（その 3 の 2））」（本書 p.95 参照）と同様です。

※事前相談書類提出時までに基幹教員以外の教員が決まっていない場合は、当該教員が担当するオムニバス方式の科目については、当該教員の氏名に代わって、「基幹教員以外の教員（担当者未定）」と記入してください。※特定地域内学部の学科の学位の分野の確認の場合は、分野確認を行う学科について作成してください。

(5) 教員名簿

新設する学部等において授業を担当する全ての教員予定者（授業科目を担当せず研究指導のみを行う教員を含む）の氏名等について、学部の学科、短期大学の学科（専攻課程を置く場合は、専攻課程）又は研究科の専攻ごとに作成してください。

具体的な作成方法は、認可申請又は届出の際に作成する「教員名簿〔教員の氏名等〕（様式第 3 号（その 2 の 1）、様式第 3 号（その 2 の 2）又は様式第 3 号（その 2 の 3））」と同様です。た

だし、「月額基本給」，「申請に係る大学等の職務に従事する週当たり平均日数」及び「申請に係る学部等以外の組織（他の大学等に置かれる学部等を含む）での基幹教員としての勤務状況」の欄は記入不要です。

※事前相談書類提出時まで基幹教員以外の教員が決まっていなかった場合は、当該教員の「氏名」，「年齢」，「保有学位等」及び「現職」の欄も記入不要です。

※特定地域内学部の学科の学位の分野の確認の場合は、分野確認を行う学科について作成してください。

(6) 組織の移行表

学部等の設置等により、法人全体としてどのように組織が移行するのかを示した表を添付してください。

具体的な作成方法は、認可申請又は届出の際に作成する「基本計画書」に補足資料として添付する「組織の移行表」（本書 p.84 参照）と同様です。

※事前相談の対象となる新設学部等の「変更の事由」の欄は『学部の設置（認可又は届出）』などと記載してください。

※特定地域内学部の学科の学位の分野の確認の場合は、本表は作成不要です。

6 「名称変更」の事前相談に係る書類作成方法

(1) 名称変更の概要

① 『計画の区分』の項には、以下の区分の別を記入してください。

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・ 大学（又は短期大学）の名称変更 | ・ 学部の名称変更 |
| ・ 短期大学の学科の名称変更 | ・ 学部の学科の名称変更 |
| ・ 研究科の名称変更 | ・ 研究科の専攻の名称変更 |

② 『名称変更の内容』の項には、具体的な変更内容を記入してください。なお、計画の区分にかかわらず、大学名、学部名、学科名等については必ず全て記載してください。また、日本語名称だけでなく、英訳名称も記入してください。

③ 『新名称の対象年次』には、何年次の学生から変更後の名称を適用するかを記入してください。なお、名称変更は、学部等の設置といった「組織の新設」とは異なり、名称変更前後で目的や養成する人材像、教育課程、授与する学位の分野等に変更がない（すなわち、組織自体は同一のものとして存続する）ことが前提であるため、原則として全ての在学生（4年制の場合は「1～4年次」）に適用することとなります。一部の学年（例えば、名称変更以降に入学する学年）に適用する場合は、下記の『名称変更の理由』の項にて、その理由を具体的に説明してください。

④ 『名称変更の理由』の項には、当該名称変更を要する具体的な理由を記入するとともに、名称変更を行う組織の教育研究上の目的や養成する人材像を記入し、名称変更前後でそれらに変更がないことや教育課程の同一性について説明してください。また、新名称の対象年次を一部の学年に限定する場合は、その理由（対象年次を全学年としない理由）も具体的に説明してください。

⑤ 『在校生への対応』の項には、当該名称変更に際して、学生や保護者等から同意を得ているのか否かについて記入してください。また、同意を得ている場合は、「いつ」、「どこで」、「誰に対して」、「どのような方法で」、「どの程度の」同意を得たか（又は得る予定か）等、具体的に記入してください。

(2) 設置時からの組織の変更状況

この書類は、名称変更しようとする学部等が認可又は届出により設置されて以降、当該学部等の同一性が確保されていることを確認するためのものです。当該学部等が認可又は届出により設置さ

れた時期を起点として、当該名称変更に至るまでの組織の変更状況を記入してください。

※ 当該名称変更が、大学の位置や法人名称等の変更に伴うものであり、学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

- ① 『開設又は変更時期』の項には、開設又は変更を行った時期を記入してください。
- ② 『変更内容』の項には、例えば、学部名称変更であれば当該学部及び当該学部に設けられた学科（当該学部以下）全て、学部の学科名称変更であれば当該学科のみについて記入してください。
- ③ 『学位又は学科の分野』の項には、各学科等において授与する学位の分野について、設置又は変更後の学位を、学位の種類及び分野の変更等に関する基準に従って記入してください。学位の分野が複数含まれる場合は、当該複数の分野を並列して記入してください。学位の分野を特定しない学際領域の場合は、「学際領域」と記入してください。
- ④ 『手続の区分』の項には、「設置認可」、「設置届出」、「名称変更」、「学則変更」、「学生募集停止」等の別を記入してください。ただし、収容定員に係る学則変更については記入不要です。

(3) 設置時からの教育課程の変更状況

この書類は、名称変更しようとする学部等が設置されて以降、当該学部等の同一性が確保されていることを、教育課程面から確認するためのものです。名称変更しようとする学部等が認可又は届出により設置された時期からの教育課程の変更状況について、学科等ごとに作成してください。

※ 当該名称変更が、大学の位置や法人名称等の変更に伴うものであり、学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

- ① 通学課程と通信教育課程を併せ置く学部等に係る名称変更の場合は、両課程についてそれぞれ作成してください。
- ② 基本的には、「教育課程等の概要（様式第2号（その2の1）又は様式第2号（その2の2））」の記入方法に従って作成しつつ、以下の点に留意してください。
 - ア 【設置時】には、当該学部等を設置した時期を（ ）書きで記入してください。
 - イ 【設置時】の1つ右手には、「【名称変更前（〇〇年4月）】」から標準修業年限の年数分を遡った時期の教育課程について記入してください。なお、この時点が当該学部等の設置以前である場合は、記入の必要はありません。（例：名称変更前が令和3年4月、標準修業年限4年の教育課程の場合、平成30年4月の教育課程を記入してください。）
 - ウ 【名称変更前】には、当該教育課程に変更となった時期を（ ）書きで記入してください。
 - エ 上記イの「変更内容」の項には【設置時】からの変更内容を、上記ウ（【名称変更前（〇〇年4月）】）の「変更内容」の項には、上記イの時点からの変更内容を、【名称変更後】の「変更内容」の項には【名称変更前】からの変更内容（『新設』、『廃止』、『統合』、『分割』、『名称変更』等の別）を記入してください。なお、変更内容が『統合』や『分割』等の場合は、表と表の間に矢印を付すなどして、対応関係を分かりやすく示してください。
 - オ 設置時から名称変更前までの間に教育課程の変更がない場合は、【設置時】及び【名称変更後】のみ作成してください（【名称変更前（〇〇年4月）】の作成は不要）。また、設置時から上記イまでの間に教育課程の変更がない場合は、【設置時】、【名称変更前（〇〇年4月）】及び【名称変更後】のみ作成してください（上記イの欄の作成は不要）。

(4) 組織の移行表（事前相談）

名称変更等により、法人全体としてどのように組織が移行するのかを示した表を添付してください。具体的な作成方法は、認可申請又は届出の際に作成する「基本計画書」に補足資料として添付する「組織の移行表」（本書 p.84）と同様です。

＜作成例：学部の場合＞

設置計画の概要

事項		記入欄											
事前相談事項		認可又は届出											
計画の区分		学部の設置											
フリガナ		カッコウホウジン トランモンカクエン											
設置者		学校法人 虎ノ門学園											
フリガナ		トラノモンダイガク											
大学の名称		虎ノ門大学 (University of Toranomon)											
新設学部等における教育研究上の目的、養成する人材像		国際関係学部 ア イ 国際文化学科 ア イ ウ 国際開発学科 ア イ ウ											
既設学部等における教育研究上の目的、養成する人材像		※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。											
新設学部等において取得可能な資格		【国際関係学部 国際文化学科】 ・ 中学・高校教員1種（国語，社会） ア 国家資格，イ 資格取得可能 ウ 卒業要件単位に含まれる科目のほか，教職関連科目の履修 ・ 図書館司書 ア 国家資格，イ 資格取得可能 ウ 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能だが，資格取得が卒業の必須条件ではない。 【国際関係学部 国際開発学科】 ・ 中学・高校教員1種（国語，社会） ア 国家資格，イ 資格取得可能 ウ 卒業要件単位に含まれる科目のほか，教職関連科目の履修が必要											
既設学部等において取得可能な資格		※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。											
新設学部等の概要	新設学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	基幹教員			
							学位又は称号	学位又は学科の分野		異動元	助教以上	うち教授	
	国際関係学部 [Faculty of xxx]	国際文化学科 [Department of xxx]	4	80	-	320	学士 (国際文化学) [Bachelor of xxx]	文学関係	令和8年 4月	文学部歴史文化学科	5	3	
								文学部言語学科		4	2		
								法学部法律学科		1	1		
										計	10	6	
既設学部の概要	既設学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	基幹教員			
							学位又は称号	学位又は学科の分野		異動先	助教以上	うち教授	
	文学部	歴史文化学科 (廃止)	4	60	-	240	学士 (文学)	文学関係	昭和40年 4月	国際関係学部国際文化学科	5	3	
								国際関係学部国際開発学科		2	1		
								その他		1	1		
										計	9	6	
新設学部の概要	新設学部等の設置届出時における既設学部等の状況を記載してください。募集停止される場合は，(廃止)と記載してください。								平成2年 4月	国際関係学部国際文化学科	4	2	
								国際関係学部国際開発学科		3	1		
								その他		1	1		
											計	1	1
法学部の概要	法学部		法律学科	4	150	-	600	学士 (法学)	法学関係	昭和40年 4月	国際関係学部国際文化学科	1	1
								法学部法律学科	15		6		
								その他	1		1		
											計	1	1
経済学部の概要	経済学部		経済学科	4	120	3年次 10	500	学士 (経済学)	経済学関係	昭和45年 4月	国際関係学部国際開発学科	3	3
								経済学部経済学科	13		6		
								退職	1		1		
											計	17	10
【備考欄】													
令和7年6月 収容定員の変更に係る学則変更認可申請予定 国際関係学部(令和7年6月届出予定) 国際文化学科〔定員増〕(80) 国際開発学科〔定員増〕(120) (3年次編入学定員)(10) 経済学部 経済学科〔定員減〕(△10) 法学部 法律学科〔定員増〕(10) 文学部 歴史文化学科(廃止)(△60)													
新設学部等の完成年度における所属先の学部等名・人数を記載してください。													
「基本計画書(様式第2号(その1の1)，様式第2号(その1の2)，様式第2号(その1の3)，様式第2号(その1の4)，様式第2号(その1の5))」の「同一設置者内における変更状況」の記入方法に従って記入してください。													

<作成例:大学院の場合>

設 置 計 画 の 概 要

事 項		記 入 欄										
事前相談事項		認可又は届出										
計画の区分		研究科の設置										
フリガナ者		ガッコウホウジン トラノモンガクエン 学校法人 虎ノ門学園										
フリガナ称		トラノモンダイガク ダイガクイン 虎ノ門大学大学院 (Graduate schoo of Toranomom)										
新設学部等における教育研究上の目的、養成する人材像		教育学研究科 ア イ 教育学専攻(M) ア イ ウ										
既設学部等における教育研究上の目的、養成する人材像		※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。										
新設学部等において取得可能な資格		【教育学研究科 教育学専攻】 ・ 中学・高校教員専修（国語，社会） ア 国家資格，イ 資格取得可能 ウ 卒業要件単位に含まれる科目のほか，教職関連科目の履修が必要										
既設学部等において取得可能な資格		※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。										
新設学部等の概要	新設学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員		
							学位又は称号	学位又は学科の分野		異動元	助教以上	うち教授
	教育学研究科 [Graduate school of %%%]	教育学専攻(M) [Studies in \$\$\$]	2	10	-	20	修士 (教育学) 【Master of ###】	教育学・保育学関係	令和8年 4月	児童学研究科児童学専攻(M)	5	3
										教育学部教育学科	4	2
										新規採用	1	1
										計	10	6
既設学部等の概要	既設学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	専任教員		
							学位又は称号	学位又は学科の分野		異動先	助教以上	うち教授
	児童学研究科 (廃止)	児童学専攻(M)	2	10	-	20	修士 (児童学)	教育学・保育学関係	平成16年 4月	教育学研究科教育学専攻(M)	5	3
										その他	1	1
										退職	1	1
										計	7	5
【備考欄】												
該当なし。												

＜作成例：学部等連係課程実施基本組織等の場合＞

設 置 計 画 の 概 要

事 項		記 入 欄										
事前相談事項		認可又は届出										
計画の区分		学部等連係課程実施基本組織の設置(学部を設置)										
フリガナ者		ガッコウホウジン トラノモンガクエン 学校法人 虎ノ門学園										
フリガナ称		トラノモンダイガク 虎ノ門大学 (University of Toranomon)										
新設学部等における教育研究上の目的、養成する人材像		□□□ ア イ ウ 学部等連係課程実施基本組織の連係協力学部等 ××学部、△△学部 学部等連係課程実施基本組織等の組織名称, ア～ウについて記載の後に, 学部等連係課程実施基本組織の連係協力学部等について記載してください。										
既設学部等における教育研究上の目的、養成する人材像		××学部 ア イ ×××学科 ア イ ウ △△学部 ア イ △△△学科 ア イ ウ 編成する学部等連係課程実施基本組織等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等」について記載してください。										
新設学部等において取得可能な資格		【□□□】 ・ 中学・高校教員1種(国語, 社会) ア 国家資格, イ 資格取得可能 ウ 卒業要件単位に含まれる科目のほか, 教職関連科目の履修が必要 ・ 図書館司書 ア 国家資格, イ 資格取得可能 ウ 卒業要件単位に含まれる科目の履修のみで取得可能だが, 資格取得が卒業の必須条件ではない。										
既設学部等において取得可能な資格		※ 上記「新設学部等」の欄と同様に記載してください。(【 】には既設学部・学科等の名称を記載)										
新設学部等の概要	新設学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	基 幹 教 員		
							学位又は称号	学位又は学科の分野		異動元	助教以上	うち教授
	□□□ [英訳名称を記入]		4	〇〇	-	〇〇	学士 (●●) 【英訳名称を記入】	■■関係	令和8年 4月	××学部×××学科	5	4
										△△学部△学科	4	3
										△△学部△学科(兼務)	1	1
	学部等連係課程の名称を上段に記入し、下段の[]には英訳名称を記載してください。						基幹教員数は, 新設学部等の完成年度における人数を記載してください。「既設学部等の概要」の人数に対応している必要があります。 既設学部等と学部等連係課程基本組織で専任教員を兼ねる場合は、組織名の後に「(兼務)」と記入してください。			10	8	
既設学部等の概要	既設学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	授与する学位等		開設時期	基 幹 教 員		
							学位又は称号	学位又は学科の分野		異動先	助教以上	うち教授
	××学部	×××学科	4	〇〇	-	〇〇	学士 (.....)	××関係	昭和〇年 4月	□□□	5	4
										××学部×××学科	12	10
										その他	1	1
										退職	1	1
										計	19	16
	△△学部	△学科	4	〇〇	-	〇〇	学士 (...)	■■関係	平成〇年 4月	□□□	4	3
										□□□(兼務)	1	1
										△△学部△学科	15	11
その他										1	1	
退職										1	1	
計	22	17										
新設学部等に記載した組織の完成年度における所属先の学部等名・人数を記載してください。												
									計	0	0	
【備考欄】												
令和〇年6月 収容定員の変更に係る学則変更認可申請予定 ××学部(令和〇年6月届出予定) ××学科[定員増] (20) ▲▲学部 ▲▲学科[定員減](△10) ◆◆学部 ◆◆◆学科(廃止) (△60)												
「基本計画書(様式第2号(その1の1), 様式第2号(その1の2), 様式第2号(その1の3), 様式第2号(その1の4), 様式第2号(その1の5))」の「同一設置者内における変更状況」の記入方法に従って記入してください。												

この書類の作成に当たっては、本書p.88～94も必ず参照してください。

本産業規格A4縦型)

教 育 課 程 等 の 概 要															
(法学部法学科)															
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
専門基礎科目	●●●●概論	1前	○	2			○			1	1				オムニバス
	○○○概論（基礎）	1前	○	2			○			2	1				
	◇◇◇◇	1・2後			2										
	△△△論Ⅰ（基礎）	1・2前	○		2										
	△△△論Ⅱ（応用）	1・2後			2										
	△△△論Ⅲ（発展）	2・3前			2										
	×××論	2前			2										
	\$ \$ \$学	2前	○		2		○								
	% % %学	2前													
	# # #史	1・2後									1				
	* * *法	1・2後	○								1				
	◎ ◎ ◎法	2・3後													
	△ △ △史	1・2前										1			
	○○○概論	1・2後	○		2		○					1			
	○○○総論	1・2前	○		2		○								
△ ▼ △論	1・2後			2		○			1	1		1			
× × ×Ⅰ（基礎）	1・2前	○	2			○			1						
× × ×Ⅱ（応用）	2・3後		2			○			2						
■ ■ ■基礎演習	2後	○	2				○		2						
小計（19科目）	—	—	10	28	0	—	—	—	6	3	2	2		●	
専門応用科目	○○○概論（応用）	3後		2			○			2					メディア メディア メディア
	■ ■ ■ ■論	2・3後	○	2			○			1	1				
	○○○法	2・3前	○		2		○				1				
	◇ ◇ ◇法	2・3前			2		○					1			
	◇ ◇ ◇史	3・4前			2		○						1		
	▼ ▼ ▼ ▼総論	3・4前	○	2			○			1					
	□ □ □学	3・4後	○		2		○							2	
	\$ \$ \$論	3・4後			2		○							2	
	▽ ▽ ▽学	3後			2		○							1	
	# # #学（応用）	4後			2		○			1	1				
	○○○研究	3後			2			○		3					
	× × ×研究	3後			2			○		2	1				
	□ □ □発展演習	4後	○		2			○		3					
	■ ■ ■発展演習	4後	○		2			○		2	1				
	◆ ◆ ◆発展演習	4後	○		2			○		3					
小計（15科目）	—	—	6	24	0	—	—	—	9	4	1	1		3	
総合演習	3通	○	4				○		9	2					
卒業論文	4通	○	4				○		9	2					
小計（2科目）	—	—	8	0	0	—	—	—	9	4	0	0		0	
合計（36科目）		—	—	○○	○○	○○	—	—	10	6	2	2		11	
学位又は称号		学士（法律学）			学位又は学科の分野				法学関係						
卒業要件及び履修方法								授業期間等							
必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 （履修科目の登録の上限：○○単位（年間））								1学年の学期区分				2学期			
								1学期の授業期間				15週			
								1時限の授業の標準時間				90分			

届出又は申請を行った際、事前相談を受けた内容と変更があった場合は、事前相談の結果は無効になる場合がありますので、教育課程等の内容が確定した時点で事前相談を行ってください。

「設置する学部等において授与する学位と同一の種類及び分野の学位を届出時に授与している既設の学部等」の教育課程等の概要についても、忘れずに添付してください。

<作成例>

名称変更の概要

[illegible]

< 作成例 >

設 置 時 か ら の 組 織 の 変 更 状 況

開設又は 変更時期	変 更 内 容	学 位 又 は 学 科 の 分 野	手続きの区分
平成8年4月	社会福祉学部社会福祉学科 設置	社会学・社会福祉学関係	設置認可(学部)
	社会福祉学部福祉心理学科 設置	文学関係 社会学・社会福祉学関係	
平成13年4月	社会福祉学部社会福祉学科のカリキュラム変更	社会学・社会福祉学関係	学則変更
	保健医療学部臨床検査学科 設置	保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)	設置認可(学部)
	社会福祉学部福祉心理学科の学生募集停止	—	学生募集停止(学科)
平成19年4月	社会福祉学部保健福祉学科 設置	社会学・社会福祉学関係 保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)	設置届出(学科)
令和9年4月	社会福祉学部 → 総合福祉学部 保健福祉学科 → 医療福祉学科	社会学・社会福祉学関係 保健衛生学関係(看護学関係及びリハビリテーション関係を除く。)	名称変更(学部)

名称を変更しようとする学部等が認可又は届出により設置された時期を起点として、名称変更に至るまでの組織の変更状況を記載してください。

「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」の別表第一の分野を記載してください。

※当該名称変更が、大学の位置や法人名称の変更に伴うものであり、かつ学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

<作成例>

設置時からの教育課程の変更状況

【設置時（昭和〇〇年４月）】

【平成３０年４月】

【名称変更前（令和〇〇年４月）】

【名称変更後】

(法学部法律学科)							
科目 区分	授業科目の名称	単位数			主要授業科目		
		必修	選択	自由			
共通教養科目	●●●●入門 ◇◇◇史	2	2		○ ○		
	?? ?論 ΣΣΣ学						
	@@@学		2				
	△△△法		2				
	▲▲▲法 %%%%%%%%		2 2				
外国語科目	○○語	2			○		
	××語		2				
体育	スポーツ実技（##）		2				
	スポーツ実技（▼▼）		2				
専門科目	●●●概論 △△△総論	2 2			○ ○		
	×××論 \$\$\$学		2 2		○		
	%%%学 ###史 ***法 ◎◎◎法		2 2 2 2		○		
	○○○概論 ○○○総論		2 2		○ ○		
	×××Ⅰ（基礎） ×××Ⅱ（応用） ■■■基礎演習	2 2 2			○ ○ ○		
	小計（19科目）	10	28	0	—		
	○○○概論（応用） ■■■■論 ○○○法 ◇◇◇法	2 2			○ ○ ○ ○		
	専門応用科目		2				
	▼▼▼総論 □□□学 \$\$\$論 ▽▽▽学 ###学（応用） ○○○研究 ×××研究 ◆◆◆発展演習		2 2 2 2 2 2 2		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
	小計（15科目）	6	24	0	—		
	総合演習 卒業論文	4 4			○ ○		
	小計（2科目）	8	0	0	—		
	合計（12科目）		○○	○○	○○	—	
	学位又は学科の分野		法学関係				
	卒業要件及び履修方法						
	必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 （履修科目の登録の上限：○○単位（年間））						

(法学部法律学科)						
科目 区分	授業科目の名称	単位数			変更内容	主要授業科目
		必修	選択	自由		
共通教育科目	「設置時」からの変更内容を記載してください。 「名称変更前」から標準修業年限分だけ遡った時点の情報を記載してください (例: 名称変更前が「令和3年(2021年)4月」の場合、当該欄は「平成30年(2018年)4月」)				名称変更 廃止 新設	○ ○
	語科目 ××語 ◆◆◆語	2 2				新設
	体育 スポーツ実技				統合	
	●●●概論 △△△論Ⅰ（基礎） △△△論Ⅱ（発展） △△△論Ⅲ（応用）	2 2 2			分割 分割 分割	○ ○
	×××論 ¥¥¥学 %%学 ##史 ***法 ◎◎◎法	2 2 2 2 2			廃止 新設	○ ○
外国語科目	○○○論	2			統合	○
専門基礎科目	×××Ⅰ（基礎） ×××Ⅱ（応用） ■■■基礎演習	2 2 2				○ ○ ○
	小計（19科目）	10	28	0		—
専門応用科目	○○○概論（応用） ■■■■論 ○○○法 ◇◇◇法	2 2				○ ○ ○ ○
	◇◇◇史 ▼▼▼総論 □□□学 \$\$\$論 ▽▽▽学 ###学（応用） ○○○研究 ×××研究 ◆◆◆発展演習	2 2 2 2 2 2 2			新設	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	小計（15科目）	6	24	0		—
専門科目	総合演習 卒業論文	4 4				○ ○
	小計（2科目）	8	0	0		—
合計（12科目）		○○	○○	○○		—
学位又は学科の分野		法学関係				
卒業要件及び履修方法						
必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位（年間）)						

(法学部法律学科)						
科目 区分	授業科目の名称	単位数			変更内容	主要授業科目
		必修	選択	自由		
1つ左の教育課程からの変更内容を記載してください。 (当該例の場合、平成30年4月の教育課程からの変更内容を記載)		2				○
		2				○
		2				
		2				
育科目	%%%%%%%%		2			
外国語科目	○○語		2			○
	××語		2			
体育	◆◆◆語		2			
	スポーツ実技					
○	●●●概論	2				○
	△△△論Ⅰ（基礎）	2				
	△△△論Ⅱ（発展）	2				
	△△△論Ⅲ（応用）	2				
	×××論	2				
変更内容が「統合」、「分割」等の場合は、表と表の間に矢印を付すなどして、対応関係が分かりやすいようにしてください。						
○	○○○論		2			○
	×××Ⅰ（基礎）	2				○
	×××Ⅱ（応用）	2				○
	■■■基礎演習	2				○
	小計（19科目）	10	28	0		—
	○○○概論（応用）	2				○
	■■■■論	2				
	○○○法	2				
	◇◇◇法	2				
	専門応用科目	◇◇◇史	2			
○	▼▼▼総論	2				○
	□□□学	2				○
	\$\$\$論	2				
	▽▽▽学	2				
	###学（応用）	2				
	○○○研究	2				
	×××研究	2				
	◆◆◆発展演習	2				○
	小計（15科目）	6	24	0		—
	総合演習	4				○
卒業論文	4				○	
小計（2科目）	8	0	0		—	
合計（12科目）		○○	○○	○○		—
学位又は学科の分野		法学関係				
卒業要件及び履修方法						
必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 (履修科目の登録の上限：○○単位（年間）)						

(法学部法学科)							
科目 区分	授業科目の名称	単位数			変更内容	主要授業科目	
		必修	選択	自由			
名称変更前からの変更内容を記載してください。		2				○ ○	
共通教育科目	教育科目 ふふふ論 @@@学 △△△法	2 2 2			新設		
	外国語科目 %%%%%%%% ○○語 実践○○語 ××語 ◆◆◆語	2 2 2 2			新設	○	
	体育 スポーツ実技						
専門科目	●●●概論 △△△論Ⅰ（基礎） △△△論Ⅱ（発展） △△△論Ⅲ（応用） ×××論	2 2 2 2				○ ○ ○ ○ ○	
	専門基礎科目 ¥¥¥学 %%%学 ###史 ***法 ◎◎◎法 ○○○論	2 2 2 2 2 2				○ ○ ○ ○ ○	
	×××Ⅰ（基礎） ×××Ⅱ（応用） ■■■基礎演習	2 2 2				○ ○ ○	
	小計（19科目）	10	28	0		—	
	専門応用科目	○○○概論（応用） ■■■■論 ○○○法 ◇◇◇法 ★★★法 ◇◇◇史 ▼▼▼総論 □□□学 \$\$\$論 ☆☆☆学	2 2 2 2 2 2 2 2 2			新設 統合	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
		○○○研究 ×××研究 ◆◆◆発展演習	2 2 2				○ ○ ○
		小計（15科目）	6	24	0		—
		総合演習 卒業論文	4 4				○ ○
		小計（2科目）	8	0	0		—
		合計（12科目）	○○	○○	○○		—
		学位又は学科の分野		法学関係			
		卒業要件及び履修方法					
		必修科目24単位、専門基礎科目の選択科目から22単位、専門応用科目の選択科目から18単位以上を修得し、124単位以上修得すること。 （履修科目の登録の上限：○○単位（年間））					

※当該名称変更が、大学の位置や法人名称の変更に伴うものであり、かつ学問分野や教育課程等と一切関連性がない場合は、本書類は不要です。

事前相談登録票【名称変更】 ※設置（認可又は届出）の登録票は別シートです。

公 私 株 ※リスト より選択	変 更 区 分 ※リストより選 択	適用する大学 設置基準等 (新or旧) ※リストより 選択	大 学 名	現行名称	→	変更後	名称変更の理由	変 更 予 定 時 期	学位又は学科の 分野 ※リストより選択 (別セルにて複数選 択可)	当該学部等の 直近の事前相 談の有無及び 結果伝達を受 けた時期	事前相談にて付された意見へ の対応 ※本欄には簡潔に記載してく ださい。	事務担当者連絡先				
						担当者氏名 (所属)						電話番号 XXX-XXX-XXXX	F A X 番 号 XXX-XXX-XXXX	メールアドレス XXXXXXXXX@xxx.ac.jp		
2 私立	3 学科名称	2. 旧 (R4. 10. 1改正前 の基準)	丸の内大学 (学校法人丸の内学園)	法学部		法学部	○ため。	R8. 4. 1	法学	R5/ 3	○ ○ ○ ○	◆ ◆ ◆ ◆ ◆ (事務局総務課)				
												※直近の事前相談にて意見が付されている場合には、その意見への対応について、別途、参考資料として事前相談書類にも添付してください。その際、意見への対応及びそれに伴う修正箇所が分かるよう作成してください。				
												「RO.O」又は「なし」				

記 載 例
※例を参考に、11行目以下を記入の上御提出ください。

名称変更する組織について、旧名称と新名称それぞれにアンダーラインを引いてください。